

加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた在日外国籍障害者等で、年金制度上の資格要件により、障害基礎年金等を受けることができない重度心身障害者又は中度心身障害者（以下「重度障害者等」という。）に対し、外国籍障害者等福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人登録 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録をいう。
- (2) 障害基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (3) 公的年金 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付又は国民年金法第36条の2第1項第1号に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。
- (4) 併給可能な公的年金 公的年金のうち、厚生年金保険法第32条第1号に規定する老齢厚生年金及び同条第3号に規定する遺族厚生年金並びに法律によって組織

された共済組合が支給する退職共済年金及び遺族共済年金

(5) 重度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）第 5 条第 3 項の別表第 5 号に掲げる級別が 1 級又は 2 級の記載のある身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省事務次官通知）により、障害の程度が A の記載のある療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表に定める 1 級の記載のある手帳の交付を受けた者をいう。

(6) 中度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）第 5 条第 3 項の別表第 5 号に掲げる級別が 3 級の記載のある身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省事務次官通知）により、障害の程度が B 1 の記載のある療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表に定める 2 級の記載のある手帳の交付を受けた者をいう。

（支給対象者）

第 3 条 給付金の支給を受けることができる者は、本市に住民登録をしている重度障害者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、障害基礎年金等の受給資格がないものとする。

(1) 昭和 57 年 1 月 1 日前に満 20 歳に達していた日本国内で外国人登録を行っていた者で、同日前に重度障害者等であった者、又は同日以降に重度障害者等となったが障害発生原因の初診日が同日前に属する者（ただし、昭和 57 年 1 月 2 日以降に日本国籍を取得した者を含む。また、アメリカ合衆国籍を有していた者で、当該初診日が 20 歳以後にある者を除く。）

(2) 満 20 歳以上で、昭和 61 年 4 月 1 日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日がある重度障害者等

(支給制限)

第 4 条 市長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

(1) 支給対象者のうち重度心身障害者にあつては年額 1,059,120 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 1,056,120 円）以上の公的年金（65 歳に達している者が受給している併給可能な公的年金を除く。）を受給しているとき、中度心身障害者にあつては年額 847,296 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 844,896 円）以上の公的年金（65 歳に達している者が受給している併給可能な公的年金を除く。）を受給しているとき。

(2) 生活保護を受給しているとき。

(3) 前年の所得（1 月から 3 月までの間の給付金の支給については前前年の所得とする。）が、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 第 2 項に定める額を超えているとき。

(4) 他の地方公共団体から、この要綱で定める給付金と目的及び趣旨を同じくする給付金を受給しているとき。

(給付金の額)

第 5 条 重度心身障害者の給付金の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公的年金を受給していない者 88,260 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 88,010 円）

(2) 公的年金を受給している者 次のアイに定める額のうち、いずれか少ない額
ア 1,059,120 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 1,056,120 円）から公的年金（65 歳に達している者が受給している併給可能な公的年金を除く。）の年額を控除した額を 12 で除して得た額

イ 44,130 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 44,005 円に 1,059,120 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については 1,056,120 円）

から公的年金の年額を控除した後の額（当該額が0円未満のときは0円とする。）に1/2を乗じた額を12で除して得た額を加えた額

2 中度心身障害者の給付金の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公的年金を受給していない者 70,608円（昭和31年4月1日以前に生まれた者については70,408円）

(2) 公的年金を受給している者 次のアイに定める額のうち、いずれか少ない額
ア 847,296円（昭和31年4月1日以前に生まれた者については844,896円）から公的年金（65歳に達している者が受給している併給可能な公的年金を除く。）の年額を控除した額を12で除して得た額

イ 35,304円（昭和31年4月1日以前に生まれた者については35,204円）に847,296円（昭和31年4月1日以前に生まれた者については844,896円）から公的年金の年額を控除した後の額（当該額が0円未満のときは0円とする。）に1/2を乗じた額を12で除して得た額を加えた額

（支給申請等）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給申請書（様式第1号）に、公的年金等未受給状況等申立書（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、給付金の支給を決定したときは、加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付金の不支給を決定したときは、加古川市外国籍障害者等福祉給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（支給期間及び支給期月）

第8条 給付金の支給は、第6条に規定する申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金を受給する資格（以下「受給資格」という。）を喪失した日の属する月で終わる。

2 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」とい

う。) に対し、毎年1月、4月、7月及び10月の4期にそれぞれ前月までの給付金を支給する。ただし、特別の理由がある場合は、支給期月を変更して支給することができる。

(届出)

第9条 受給者は、6月1日から6月30日までに、加古川市外国籍障害者等福祉給付金現況届（以下「現況届」という。様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者（受給者が死亡した場合は、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、加古川市外国籍障害者等福祉給付金資格要件変更届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定による未支給の請求があった場合には、受給者の死亡に係る届出があったものとみなす。

(1) 第11条第1号から第4号に該当し、受給資格を喪失したとき。

(2) 住所、氏名又は給付金の支払いを受ける金融機関の口座を変更したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金等、生活保護の受給状況、その他給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき。

(支給の停止)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給を停止することができる。

(1) 正当な理由がなく、前条に規定する届出をしないとき。

(2) 第14条の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、給付金を受け又は受けようとしたとき。

(受給資格の喪失)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって受給資格を喪失するものとする。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 第4条に規定する要件に該当するとき。

(5) 現況届を当該年度末までに提出しないとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当し、受給資格を喪失した場合には、加古川市外国籍障害者等福祉給付金受給資格喪失通知書（様式第7号）により、受給者（受給者が死亡した場合は、死亡した受給者と生計を同じくしていた者）に通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、加古川市外国籍障害者等福祉給付金返還通知書（様式第8号）により、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

(1) 重複して給付金を受給したとき。

(2) 前条第1項により受給資格を喪失した日の翌月以降にかかる給付金を受給したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により、給付金を受給したとき。

（未支給の給付金）

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給していないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、加古川市外国籍障害者等福祉給付金未支給金請求書（様式第9号）に必要書類を添付して、自己の名で市長に対し未支給の給付金の支給を請求することができる。

2 未支給の給付金の支給を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とし、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（譲渡及び担保の禁止）

第14条 給付金を受給する権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 9 月 1 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
(加古川市重度障害者特別給付金支給要綱の廃止)
- 2 加古川市重度障害者特別給付金支給要綱は、廃止する。
(平成 10 年度における支給等の特例)
- 3 第 6 条の規定に基づき、平成 11 年 3 月 31 日までに申請し、支給の決定を受けた受給者については、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 10 年 4 月分(この要綱の適用の日以後に受給資格を取得した者にあつては、その受給資格を取得した日の属する月の翌月分)から給付金を支給するものとする。
- 4 第 9 条第 1 項の規定は、平成 10 年度においては適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱第 8 条第 2 項本文の規定は、平成 12 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 11 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、

平成 15 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 14 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 16 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 15 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 17 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 16 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 18 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 17 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、

平成 19 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 18 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 21 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 20 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 22 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 21 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 22 年度の給付金の支給については、新要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱(以下「新要綱」という)の規定は、平成 24 年度以後の給付金の支給から適用し、平成 23 年度の給付金の支給については、なお従前の例による。

(平成 24 年度における支給等の特例)

3 改正後の新要綱第 4 条の規定により支給制限を受けなくなった者が、平成 25 年 3 月 31 日までに受給者となったときは、新要綱第 8 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月分(同月 1 日以後に改正後の第 3 条の規定により給付対象者となった者にあつては、当該該当するに至った日の属する月の翌月分)から給付金を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 25 年 10 月分以後の給付金の支給から適用し、平成 25 年 9 月分以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 26 年度分以後の給付金の支給から適用し、平成 25 年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 27 年度分以後の給付金の支給から適用し、平成 26 年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 28 年度分以後の給付金の支給から適用し、平成 27 年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 29 年度分以後の給付金の支給から適用し、平成 28 年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、平成 31 年度分以後の給付金の支給から適用し、平成 30 年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和2年度分以後の給付金の支給から適用し、平成31年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和3年度分以後の給付金の支給から適用し、令和2年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和4年度分以後の給付金の支給から適用し、令和3年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和5年度分以後の給付金の支給から適用し、令和4年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和6年度分以後の給付金の支給から適用し、令和5年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和7年度分以後の給付金の支給から適用し、令和6年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市無年金外国籍障害者等福祉給付金支給要綱の規定は、令和8年度分以後の給付金の支給から適用し、令和7年度以前の給付金の支給については、なお従前の例による。